

議案第 76 号

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例について

おいらせ町工場誘致奨励条例（平成 20 年おいらせ町条例第 19 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 12 月 6 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

既存の工場誘致奨励金交付制度における 3 種類の奨励金のうち、立地奨励金を政策上廃止し、併せて指定工場の認定申請の時期に関する規定を追加等するため提案するものである。

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例

おいらせ町工場誘致奨励条例（平成20年おいらせ町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別に定めるところにより町長に指定の申請をしなければならない。」を「町長に指定工場等指定申請書を、工場等の新設又は増設の着手前に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に、「指定工場等としての指定を行う」を「指定書を交付する」に改め、同条第3項中「指定を行う」を「指定書の交付をする」に改める。

第5条第1項中「指定を受けた者」を「指定書の交付を受けた者」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに立地協定を締結した企業又は改正前のおいらせ町工場誘致奨励条例の規定により指定を受けた工場については、なお従前の例による。